令和3年新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年6月29日
- 2. 招集の場所 御嵩町役場第1委員会室
- 3. 開 会 令和3年6月29日 午前9時 委員長宣告
- 4. 協議事項
 - (1)新庁舎等建設進捗状況(法令手続関係)について

議事日程

令和3年6月29日(火曜日) 午前9時 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議事項
 - (1)新庁舎等建設進捗状況(法令手続関係)について
 - (2) その他

出席委員(10名)

	女	脐	信	门	副	安	貝	文	人	沢	より) 于
員	清	水	亮	太	委			員	福	井	俊	雄
員	奥	村		悟	委			員	伏	屋	光	幸
員	安	藤	雅	子	委			員	Щ	田	儀	雄
	員員	員 員 奥	員 清 水 員 奥 村	員 清 水 亮員 奥 村	員 清 水 亮 太 員 奥 村 悟	員 清 水 亮 太 委 員 奥 村 悟 委	員 清 水 亮 太 委 員 奥 村 悟 委	員 清 水 亮 太 委 員 奥 村 悟 委	員 清 水 亮 太 委 員 員 奥 村 悟 委 員	員 清 水 亮 太 委 員 福 員 奥 村 悟 委 員 伏	員 清 水 亮 太 委 員 福 井 員 奥 村 悟 委 員 伏 屋	員 清 水 亮 太 委 員 福 井 俊 員 奥 村 悟 委 員 伏 屋 光

委 員 谷口鈴男

その他出席した議員

議 長高山由行

委 員 岡本隆子

説明のため出席した者の職氏名

町	長	渡	邊	公	夫	副 町 長 寺 本 公 名	行
総 務 部	長	各	務	元	規	総務防災課長 古 川	孝
総 務 防 災 庁舎整備	災課 係長	板	屋	達	彦		

職務のため出席した者の職氏名

委員長 (安藤信治君)

おはようございます。

これより新庁舎等建設特別委員会を開催したいと思います。

コロナのワクチンも、私、先日1回目を打たせてもらったんですけど、着々と進んでいる様子です。高齢といいますか、我々議員のほうも、1回目をもうすぐ打った方も見えるし終わった方も見えます。無事に粛々とワクチン接種が進められるよう祈るばかりであります。

それでは、ただいまの出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより新庁 舎等建設特別委員会を開催させていただきます。

本日の協議事項は、新庁舎等建設進捗状況、特に法令手続関係についてですのでよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、議長より挨拶をお願いします。

議長(高山由行君)

皆さん、おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

新庁舎特別委員会ということで、正式委員会ということで議事録には残りますが、皆さん、 今日しっかりと聞きたいことは聞いて、後に聞き漏らしがないようにしっかり質疑していただ きたいと思っています。

私、昨日、奥村議員と白川町の議会のほうに傍聴に行ってきました。再議の関係もあります し、政務活動費の関係もありましたので、どんな感じなのか見てきました。

御嵩町では再議というと、多分柳川さんのときに柳川さんの給料か何かのときに再議か何かが出たと思いますけど、それ以降ないということで、日本全国にも1年に20件とかね、昨日言っていましたけど、ほとんど再議というのがないらしいです。いい経験だと思って見てきましたけど、昨日10時から、午前中で終わるかなあと思いましたけど、3時半までかかりまして、ずうっとおって見てきましたけど、町長の対応とか新しい議員さんの話とか、こう言っちゃなんですが古株の議員さんの話とかも、もろもろ聞いて勉強してきました。

本日は、新庁舎の特別委員会ですけど、皆さんもしっかりと慎重審議のほうよろしくお願い します。以上です。

委員長 (安藤信治君)

続きまして、渡邊町長、よろしくお願いします。

町長 (渡邊公夫君)

おはようございます。御苦労さまでございます。

久々の特別委員会開催ということでありますけれど、今、委員長が最初に触れられたように、 コロナワクチンのほうは、御嵩町はスケジュールを組んでやっていますので一気に増えるとか 少なくなるというのはありませんけれど、ほぼ来週の7月の第2週になるのか、2週で第1回 目は完全に全員終わりというところまで来ています。

ワクチンのほうの、なかなか補充が、ペースがつかめないということで、65 歳以上に関しては全て確保はしてあるという話でありますけれど、後がどうなるか、早くやれと言うだけで来ないということがありますので、非常に難しい状況にあります。

国は言うだけで済むんですけれど、基礎自治体というのは医者、看護師の手配もしてやらなきゃいけないので、本当に物があるかないかで一回解散しなきゃいけないというような、そういうこともありますけれど、順調に、御嵩町は私のところへ報告しなきゃいけないようなトラブルは起きていないですし、無駄なワクチンというのも発生していないというのが現状でありますので、風は何も吹いていないという状態でやれているのは、町民の方々が本当に整然と対応していただいているということに尽きるんではないのかなあというふうに思います。

今後、一般とかいろいろ若い人になってくると難しいことも出てくるでしょうけれど、その都度対応しながら、職員たちに通常の仕事プラスアルファのコロナに対しての対策というものをやはりしいていかなきゃいけないということで、いつになったらそれが落ち着くのかなあということは思いつつ見ているところであります。

今日は新庁舎ということでありますけれど、ずうっとやってきまして、新庁舎に対して疑問を呈する方というのはもっとあるのかなあと思いましたけど、意外に少なく、ほぼ決定した時点では好意的に受け止めていただいて、楽しみにしていていただける方が非常に多いというふうに、逆に驚いているというような状況であります。

事務方のほうで進めるべく、手続についてはとにかく滞っちゃいけないぞということで最初から取り組んでおりますけれど、なかなか難しいということで説明に来てもよく分からないと、なぜそうなったのかというようなこともありますけれど、順調である部分については順調過ぎるぐらい順調にいっているということでもありますので、今日は皆さんの質問に事務方が全て答えると言っていますので、聞いていただけたらありがたいなあというふうに思います。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

それでは、これより協議事項に入りたいと思います。

今日は特別委員会ですので、質疑等発言を行う場合は、必ず挙手の上行っていただくようお 願いします。 町長からおっしゃられたように何でも答えていただけそうですので、議事録として残ります けど、遠慮せずに疑問点等を質問していただければ結構だと思います。

それでは、本日の協議事項、新庁舎等建設進捗状況、特に法令関係が皆さん非常に興味を 持っておられると思いますので、その点について施行部の説明を求めます。よろしくお願いし ます。

総務防災課長(古川 孝君)

おはようございます。

それでは、総務防災課より、新庁舎の建設進捗状況、特に法令手続関係が今どういう状況に あるかについて説明させていただきます。

それでは、係長より説明いたします。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

それでは、新庁舎等建設に係る進捗状況について御説明させていただきます。

資料のほうは、右上に資料1と記載のありますA4の縦のカラー刷りのもので御説明をさせていただきます。

新庁舎等建設に係る法令手続が遅延している理由でございますが、1つ目に、公安協議、河川占用協議、用排水の設計に時間を要し、申請に必要となる設計図面が完了していないこと、2つ目に、地元水利組合との協議に時間を要したことでございまして、これらの理由により、開発申請、また農地転用申請、いずれの申請も正式な手続には至っていないところでございます。

1点目について具体的に申しますと、公安協議につきましては、敷地内の場内道路の取扱い、また新たに設置します信号交差点の形状、これに係る協議に時間を要したということ。河川占用協議につきましては、右のほうにイメージの写真を載せてございますが、可児川へ排水する 樋管の構造や断面、また位置等の詳細の検討に時間を要したこと。用排水の設計につきましては、水利組合のオーダーに沿うよう都度設計の見直しを行ったこと。それぞれの関係機関ごとに何度も何度も図面を作成し、また都度修正を加え協議を行ってまいりましたので、その対応に相当の時間を要しているものでございます。

なお、これら設計等の現在の進捗、赤文字の部分となりますが、こちらについては可児川へ 排水する樋管の詳細な協議が先般完了いたしました。また、農業用水についても断面や構造、 こちらのほうがようやく確定してきましたので、現在設計図面の精査に取りかかっているとこ ろでございます。

なお、これらの完了は7月の下旬を見込んでおります。

2点目の地元水利組合との協議に時間を要したものにつきましては、こちらは農地転用申請

に必要となります水利組合の同意をいただくために水利組合役員との協議や折衝、こちらのほうに時間を要したものであります。ただし、こちらのほうは、先般6月 18 日に水利組合の同意をいただけましたので、現在は申請に必要な地権者の署名押印の依頼回りと申請書類に添付します設計図面の精査、こちらのほうに取りかかっているところでございます。

これらを踏まえまして、今後の法令手続のスケジュールについて御説明いたします。

初めに、資料の中ほどになりますが、開発許可申請でございますが、都市計画法第 32 条に基づきます公共施設管理者の同意をいただくために必要な書類の準備を進めておるところであります。開発申請の審査には標準審査期間約 60 日程度、こちらは土曜日、日曜日を除きますので、おおむね 90 日程度必要となります。審査には多くの日数を要しますので、その他必要書類等が整っているかの確認など、事前審査という形で7月下旬をめどに県のほうへ書類のほうを提出してまいりたいと考えております。

続いて、1つ下の表、農地転用申請につきましては、申請書類に必要となる地権者の署名押 印の依頼に、今、回っており、8月の書類提出・審査にかけられるよう進めておるところでご ざいます。

いずれの手続も 10 月末の許可を目標に進めておりますが、赤文字で記載のとおり、開発許可と農地転用の許可日は同日に処理されますことを御承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、用地取得の見込みですが、初めに前提としまして、土地の売買契約の手続は法令手続が完了した後でないと行うことができません。また、地権者と取り交わします契約も、一旦は仮契約となり、議会の議決を経て本契約となりますので、これらを考慮しますと、全体で2か月程度かかるともくろんでおります。

なお、お示しをしておりますこちらのスケジュール表ですが、全ての手続が順調に進んだ場合、言わば最速でのスケジュール表となります。特に、赤い点線で示しております法令手続の許可、こちらに大きく左右されますので、よろしくお願いしたいと思います。

一旦、私からの説明は、以上でございます。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

今、係長のほうから説明がありました。我々の関心のあるところが非常にたくさんあったと 思います。

何か今までの説明について質問がありましたらお聞きしたいと思いますので、挙手をお願いします。

委員(安藤雅子君)

手続が遅延している理由として修正や協議を何回も行ったという説明でしたけれど、同意を いただくまでにどんな問題点があって、それだけ何回も何回も協議が必要だったのかというの をできれば説明してください。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

例えばですけれども、この公安協議の場内道路の取扱い、それから詳しく説明していきますと、今、場内の道路は公道ではなくて場内道路、私道というような取扱いになっております。このように場内道路は、今、私道というような設計で進めておりますけれども、それによりまして、道路のサイズですとか道路の幅、また直線距離とか細かな部分が変わっていきました。1つの図面が変更になりますと、その都度農業用水の設計にも影響していきます。ですので、ほかの図面への影響、ほかの設計への、構造の部分ですが、こういったところに影響していきますので、それぞれの図面ごとに細かい調整が必要となってまいりました。

例えば農業用水の設計が変わったら、それによって道路の構造の設計も変わってくるというところで、それぞれが影響し合ってきますので、1つの図面が修正となれば、ほかの図面にも修正がかかる、こういったものに、細かい調整に時間を要したというところが正直なところでございます。

委員長 (安藤信治君)

ほか、ありませんか。

委員 (岡本隆子君)

以前の、もう一枚の紙にあります新庁舎整備スケジュールで、法令手続関係はこの点々で、令和3年までというスケジュールになっているんですが、今の御説明ですと、今、最速での表記だというふうには言われたんですが、今年、一応10月には目標ということで、これが今、最速でということでおっしゃったので、やはり令和3年まで延びる可能性というのは出てくるわけでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長 (板屋達彦君)

この資料2にあります、こちらのスケジュール表に従いまして、令和3年度中の法令手続の 完了を目指していると、資料1でも御説明しましたが、何とか担当としましては10月末の法 令手続の完了に向け、今、鋭意努めているところでございますので、御理解いただきますよう お願いいたします。

委員 (岡本降子君)

それから、資料1の2番目の地元水利組合との協議に時間を要したということですが、ここのところで地元水利組合の方からちょっと伺ったんですが、いろいろ何というか水利組合のほうとの約束事といいますか、何かそういうものが出ているというふうに聞いたんですが、どん

なことが水利組合のほうから提案されているのか教えてください。

総務防災課長(古川 孝君)

ただいまの岡本委員の質問についてお答えいたします。

まずこちら、農振除外申請のときに、農振除外申請に同意するに当たって9つほどの条件ということが提示されております。その中、提示のものを説明させていただきますけれども、まず町と水利組合との同意書の提示や、2つ目に除外申請書類の提示、3つ目に用排水路の維持管理を適正に行っていただきたい、4つ目に当該地の雨水排水の整備について適正に行っていただきたい、5つ目に盛土の品質の検査や確認等の報告をちゃんとやっていただきたい。土を入れる土の管理をしっかりしていただきたいという内容ですね。住民に対する説明をしっかり行っていただきたい、交通アクセスの確保をしっかりしていただきたい、建設予定計画断面図の開示をしていただきたい、諸問題が発生した場合の設計の変更などなどということで、9つほどの提示のほうがされておりました。

今回、特に長引いていた案件としましては、まず新丸山ダムのほうから健全土を入れてくるということで、今、進めておるわけですけれども、そちらの安全性がどのように担保されるのか、どういう感じで検査のほうをされるのかということを正式に書面で提出して説明していただきたいということがありましたので、そちらの新丸山ダムとの調整等にもちょっと時間がかかりまして、最終的には6月12日の役員会の折に説明させていただきまして、承諾をいただいたところであります。

また、併せまして水利組合の規約というものがございまして、農地転用等をする場合には、1,000 平米当たり3万円のお金を水利組合に払うという案件がございます。こちらを町のほうで支払っていただけないか、もしくは町のほうで水利組合の方々からお金を集めていただけないかというような要望がございました。この件について、こちらサイドとしましてもいろいろ調べましたけれども、地方公務員法に抵触するというような形で、公費でないお金を扱うことは我々としてはできないということで説明のほうをさせていただきまして、ただし、書類の提出やお金を納めていただくに当たってのこういう規約があるよということですとか、納めていただく必要がありますというような説明については、農地転用の書類等に頂く添付書類ですとか、印鑑等を押していただくための説明に担当のほうで回っておりますので、その際に水利組合のほうに、こういう規約がありますというような説明をさせていただきますというような、協力できることは協力させていただきますというような説明をさせていただきますというような、協力できることは協力させていただきますというようなことで、特に最後までちょっと時間がかかりました。水利組合のお支払いいただく農地転用の負担金と新丸山ダムからの土の問題について、この2点についてちょっと時間がかかりましたけれども、先ほど言いましたとおり6月12日の役員会の折で納得いただきまして、6月18日付で農地転用についての水利組合の承

諾印がいただけたところであります。以上です。

委員 (岡本降子君)

盛土についての安全性についてなんですが、水利組合のほうから何か今後、この間の説明ですと 10 万立米埋め立てるという、盛土をするということで 10 か月かかるとおっしゃったんですが、この盛土の安全性についてはどういうふうにして今後確保していくのか教えてください。

総務防災課長(古川 孝君)

ただいまの岡本委員の質問にお答えいたします。

建設土等の発生したものについて、外に搬出する場合ですけれども、県の基準の中でおおむね5,000 立米に1回検査を実施することになっております。

水利組合との協議の中で、検査結果がその都度新丸山ダムのほうから御嵩町役場のほうへ提出されますので、そちらのコピー等を水利組合のほうへ提出させていただく、提示させていただくという形で理解のほうをいただいています。

総務部長(各務元規君)

補足説明させていただきます。

基本的に、新丸山ダムのほうで出てくる土については、基本的にそこで調査をやった段階で、要対策土については八百津側、今で言うと口杣沢のところで処理をしていくというふうに聞いております。なので、要対策土以外の健全土しか御嵩町には運ばないという大前提がありますので、そこの説明にちょっと時間を要したということで御理解いただければと思います。

委員 (岡本隆子君)

健全土しか入れないということで理解はしますが、先ほどおっしゃった 5,000 立米に1回というと、10 万立米なので 20 回、一応検査をするわけですね。それで、その検査結果を水利組合に提示ということなんですが、その結果というのは議会のほうにも、議会というかこの特別委員会にも提示していただくとか、そういうことはできるでしょうか。

総務防災課長(古川 孝君)

岡本委員の質問にお答えします。

提示は可能だと思いますので、その都度提示のほうはさせていただきたいと思いますのでよ ろしくお願いいたします。

委員 (岡本隆子君)

お願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

ほかによろしいですか。

委員(山田儀雄君)

今のスケジュールでいきますと、一番早いというか、10 月の末には全ての申請許可が下りるというような形で、僕もちょっと土地計画法の32 条の関係で、町同意、県同意、国同意というやつがあって、その後にみんなそろった段階で60 日の審査期間がある。ここら辺の、許可目標が10月の末で、農地転用というか申請書作成ですね、農地転用の。これも10月の末ということで、開発許可の審査する部署はどこになってきますか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

開発許可の審査をされるところは、中濃建築事務所のほうに書類を一式提出させていただく 予定でおります。

委員(山田儀雄君)

ということで、町・県・国の同意をいただいたやつを中濃建築事務所のほうへ行って、そこでそのときに農地法に伴う申請書作成ということと許可日があるわけで、農地転用については何といいますか、水利組合の同意をいただけたということで、淡々とこれは進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

総務部長(各務元規君)

委員おっしゃるとおりで、今、手続をこういうふうに進めておりますので、書類等が全て 整った段階で正式な手順を踏ませていただきたいというふうに思っております。

委員長 (安藤信治君)

ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

じゃあ、その間をもって私のほうから。

一応これ、書類関係もそろったということで、農振除外から始めて最終的に農地転用が最後になると思うんですけど、この中でいろいろな話を聞く中で、かなり農振除外のときもいろいろ時間がちょっとかかったみたいなことを聞いております。この中で農地転用、今度は農業委員会のほうに出すわけですけど、農業委員会の申請というのはいつ頃出される予定ですか。

それともう一点、順調にこれ、10 月末に法令関係かな、法令手続とか無事済んで、いろいろ設計なんかも本格的にやって工事にかかっていくわけですけど、実質これ、中の保育所の関係もあるもんで、工事にかかる時期とか完了時期、そのものはどんなふうに見込みを立ててみえるかちょっと、そこだけ聞いておきたいんですけど。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

農地転用申請の提出の予定、見込み時期でございますが、先ほども御説明しましたとおり、 8月の審査に向けてというところで、8月に申請書類を出していきたいと思っております。 農林部局のほうに確認しましたら、8月の提出でありましたら9月の農業委員会の総会にか かるということを聞いておりますので、8月に何とか申請書類をそろえまして、9月の農業委員会の総会にかけて、標準審査期間60日をもって10月の末を一つの目標としておるところでございます。

総務部長(各務元規君)

スケジュールの件についてお話しさせていただきます。

先ほど係長が冒頭で一番最初に説明したとおり、今までの手続にも遅れている理由というのが、あくまでも公安の協議であったり河川協議であったりとか、地元の同意というところで時間を要してきました。これは、我々も予定していない課題というのがどんどん出てきたことによって、どんどんずれて遅延していったというのが正直なところになります。

今後についても、今、私どもは最大限の最短のスケジュールを組んだのが行政懇談会で示した資料になっております。これらについては、工事について着手した後に亜炭鉱の関係、それから構造物の関係というものを同時進行で進めていくという、今の時点では最短のスケジュールを組んでおります。ただ、今まで法的手続だけでもこういうふうに若干何かトラブルが、地元の同意が得られなかったりとかそういったことがあったりしただけでも遅れてしまったということで、この先、工事も我々、順調に進めていこうとは思っていますが、この先もまだいろんな各種組織等調整をしていく必要が出てまいりますので、その部分がうまくいってこのスケジュールということになりますので、すみません、そこだけは御理解をいただきたいと思います。この後、いろんな条件によっては、このスケジュールどおりにいかない場合もあるかもしれないというのは想定しておりますが、でも私たちはできるだけ最短の完成を目指して進めておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

ほかにどうですか。

委員(奥村 悟君)

今、総務部長のほうから最短ということでお話しされたんですけれども、標準の審査期間が それぞれ90日だとか60日あるわけですが、一応こういった申請については、やっぱり補正と いうのがあるんですね。なかなか書類ができても完璧じゃないということもあって、補正、補 正でかなり日数が延ばされるということはありますので、今言われたようにこれがベストじゃ ないということなんですが、そういったことも加味して最終的にどの辺を終点というか、法令 手続については考えてみえるのか、そこまで思いがないのかということ、それが1点です。

もう一点は、一番下の売買契約、土地の契約についての議会の議決が要りますが、これは今 の段階でどの段階、臨時会とか定例会とかどこを想定してみえるのか、その2点ちょっとお聞 かせください。

総務部長(各務元規君)

お答えさせていただきます。

スケジュール的な話は先ほどお答えしたとおりです。そこは法的手続であっても工事であっても一緒という考えでお願いしたいと思います。

それから議会の議決、これについては農地転用の許可が下りればすぐ買いに行くことができます。まず買いに行った段階で仮契約、それが調った段階で議案として提出させていただきます。私ども、慌てておりますので、場合によっては臨時議会もお願いする場合もあるかもしれませんし、タイミング的に定例会であれば定例会に上程させていただくということになりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

ほかどうですか。

委員 (岡本隆子君)

今、スケジュールの話が出たんですが、もちろん予定どおりにいかないということは部長もおっしゃるとおりだと思うんですけれども、中保育園に関して、保育園ですが、まだ今正式にいつ完成ということが、最初に令和4年度になっていましたね。それ以降の話が全く伝えられていないと思うんですが、その辺についてはどういうふうに、まず保護者のほうからもいろいろ質問が出されるようですが、園長も何と答えたらいいか困ってみえるというふうに聞いていますけれども、その辺はどういうふうに今後保護者のほうへ伝えていかれる予定ですか。

総務部長(各務元規君)

お答えいたします。

現在、こういった状況というのは、保育園の進めるほうは民生部でございますので、民生部のほうにもこういった情報というのは提供しております。その中で本当にさっきも申し上げたように、最短のスケジュールを組んだ状態のものでしかちょっとお示しできないので、そこら辺をしっかりちょっと保育園側のほうには説明していただきながら調整を取っていただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

なら、その間に私がもう一回。

はっきり言って今までの説明だと、大体法令手続関係のそういったものは、一応中に入っているという格好で、あと協議を進めていって多少の修正があればそれでいけるだろうというようなことなんですけど、本当にこれから事務を進めていく上で一番心配している、これは心配だなあというようなところがあったら、その点もちょっと今からお話ししておいてほしいんで

す。なければいいけど。これは修正だけで済むという話ならいいけど、少なくとも部長の言い 分では何かありそうな気がするんだけど、その辺はどうですか。

総務部長(各務元規君)

私の言い分でありそうということでしたのでお答えさせていただきますが、私どもとしましては、当然のことながら法令に則して粛々とやっていくということだけです。あとは、今まで農振除外のときにいただいた条件であったりだとか同意をいただくときに地元の水利組合でいただいた条件であるとか、こういったものを誠意を持って対応するということが近道だというふうに理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

もう一点、大分これ、用地買収なんか遅れてきたんだけど、地権者の反応は今のところどう なんですか。待っている人も見えたと思うし、どうですか、その辺は。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

正直なお話をしますと、今、地権者周りのほうに先ほどの農地転用負担金の話も含め、説明に回っておるところでございます。

地権者さんの反応からしますと、何で遅れているのか、遅れているのであれば多少なりともこういったスケジュールを示していただけたらありがたいというような、そういった意見が多数寄せられておりますので、また内部のほうで協議をいたしまして、スケジュール表、もし出せるものであれば出して、丁寧な対応を引き続き取っていきたいなあというふうに考えております。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございます。

ほかにどうですか。

委員 (安藤雅子君)

先ほど、中保育所の話が出たんですが、これ、やっぱり最初は令和4年度完成ということでしたが、今の最短スケジュールでも2年は遅れるわけです。一番心配するのは子供たちの生命の安全の確保ということだと私は思うんですけど、その辺どうですか。この2年間に必ず地震が来るというものではないですが、これから予算をつけたりして中の保育所の安全性を、どうせ取り壊す建物ではありますけれども、安全性を確保していくということに予算を使っていくという予定はどうでしょう。

総務部長(各務元規君)

私どもの総務部外の話になりますので、ちょっとなかなか私どもで、今この場でお答えする のは大変答えにくいんですが、民生部長とは、やはりこういった情報を共有しております。民 生部長もいろんなところで対応すべきというところで、いろいろ案を探っておりますので、 ちょっと私のほうから民生部のことをお答えすることはできませんので、すみませんがこうい うふうな形の答弁とさせていただきます。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。

委員 (安藤雅子君)

すみません、できれば町長、どういうふうにお考えか、ちょっとお気持ちというか御意見を 聞かせていただけるとありがたいです。

町長 (渡邊公夫君)

本会議で答弁していますので、そういうふうについては今のところは考えていないというふうに今もお答えしておきます。

委員 (安藤雅子君)

分かりました。

委員(谷口鈴男君)

開発許可申請のときに、これは可児川、河川の関係で、河川から何メーターという、この河川法によって建物構造物等を構築する場合には河川法による許可も要るんですが、これは開発許可申請の中に全て包括されちゃって行われるわけですか。別個にやっていく必要はないんですか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

河川に隣接して工事をする際、保全区域内の作業届であったりとか河川区域内での作業届とか、こういったものの提出が必要となってきます。こちらのほうは、工事の実施の段階の直前に関係機関と協議をした上でやっていきますので、この開発許可申請の中に含まれるものではなくて、実施の段階で協議をしていくというようなものになっております。

委員(谷口鈴男君)

そうすると、河川法による規制については、個々の実施段階で個別に申請して協議をして、 そういうことですね。そうすると、いわゆる都計法第 32 条に基づく許可申請の中身というの は、いわゆる全体エリアを開発かけますと、エリア内についての道路であるとか水路であると か、そういうものだけに限定されるわけですか、建物とか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

この都計法 32 条の県の同意の部分につきましては、先ほど申しました可児川の樋管の部分 の構造であったり断面、また排水する位置ですね、そういったものの協議をしたものがこの都 計法第32条に基づく同意でございます。

実際の工事が始まりますと、河川に非常に近いところでの工事になりますので、また実施の 段階で河川法のまた別の手続、保全区域内作業の届出を出しながら実施の段階では別の手続を 取って進めていくというものでございます。

委員長 (安藤信治君)

ほかにどうですか。

委員(谷口鈴男君)

まだこれ、公安協議の協議中ということでありますけど、心配しているのは信号交差点設置についての位置関係、その位置については決まっておりますけど、どういう形になっていくかという、それの具体的な、まだどんな方向で協議をされておるかという。あわせてそこからみたけの森に入っていく道路が急激に狭くなる、いわゆる1車線で対向できないと、大きな車が来たら対向できないというような片方、あるわけですが、基本的には庁舎の出入りを重視しながら交差点改良新設ということになりますけど、反対側はどういう形状になっていくのか、またどういう構想であるのか、そういうことももし分かれば教えていただきたいですが。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

信号交差点の形状についてでございますが、庁舎のほうに入る側のものだけでなく、今、谷口委員がおっしゃられたとおり、みたけの森側のほうへ進んでいく交差点の形状も併せて国交省のほうと共に協議のほうを進めております。

今の計画としましては、大体交差点から 40 メーター程度のスパン、みたけの森側のほうですね、こちらのほうも併せて一緒に設計をしております。道路の幅とかについては、ちょっとすみません、土木部局のほうでやっておりまして、ちょっと今情報を持ち得ていないんですけれども、いかんせん庁舎側だけでなく、みたけの森側のほうも併せて協議をしております。

21 号バイパスの4車線工事のほうが、国交省のほうでもう間もなく現場着手のほうを進めていくということを伺っておりますので、それとの調整も、今ちょうど進めておるところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

委員長 (安藤信治君)

ほかにどうですか。

今の説明を聞いておると、10月には許可が下りちゃうような感じがしんでもないけど。

委員 (岡本隆子君)

1点目の法令関係の場内道路の取扱いというところで、これはどのように問題だったのか教えてもらえますか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

先ほど申しました場内道路の取扱いですが、先ほどのように道路法上の道路ではありません。

いわゆる公道ではなく私道、いわゆる法定外公共物というような取扱いになりました。これによりまして、先ほども申しましたが道路の幅員とかカーブの形状とか、あとそれに対する直線 距離の確保とか、これが公道と法定外公共物でまた考え方が違います。結論としましては、法 定外公共物として、いわゆる私道として整備をするわけでございますけれども、ただし、道路 構造令ですとか、そういったものに確実に準拠した形で道路のほうを整備していくと、そんな ような計画で今考えております。

委員長 (安藤信治君)

ほかにどうですか。

委員(谷口鈴男君)

場内の道路、これはいわゆる私道認定的なものであって、いわゆる公道認定はしないんですか、将来的にわたって。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

将来的にも考えておりません。道路の構造が、いわゆる公道に準拠したものではなく、私道 という整理で整備をしていきますので、ですので、公道ではないというところから、いわゆる 取締りの対象からももちろん外れてしまいますし、警察の管轄外というような感じにはなりま すけれども、整理的には私道というような扱いで整備をしたいというふうに検討しております。

委員(谷口鈴男君)

これ、いわゆる私道的な利用方法ということになると、道路管理の問題とか、それから場内はかなり広いですから、中で発生した、例えばいわゆる外から来られる方が非常に多いんで、そうなった場合の、事故が発生したりなんかした場合とか、そういう場合は全然取扱いが変わってくると思うんですけど、その辺も計算の上で考えておみえになるんですか。

総務部長(各務元規君)

もちろん、最初の協議では公道という形で協議は進めてまいりました。ただ、係長が説明したとおり、公道として協議をしていくということであれば、当然カーブを時速 30 キロで曲がらなくちゃいけない構造にしなくちゃいけない。そうすると、本当にレーシング場みたいな道路を造らなくちゃいけない。かえって、その公共施設で住民が出入りをするところで、そういった法規制の対象になるような構造物を造ると危ないのではないかと。

通常、開発、例えばこの近くでいえばラスパさんであったりとかいろんな商業施設なんかは 同じような開発であって、あれも決して駐車場の中は敷地内道路という形で整備をしていると。 同じように開発であるということと、住民の安全性、それからスピードとかカーブの問題とか、 いろんなことを総合的に勘案した結果、やはり構内道路として整備をしたほうが、安全性とか そういったことも確保できるだろうと。 最初は公道であると、横断歩道も造ることが難しくなると。そうすると、駐車場から庁舎に行くところに横断歩道すら引くことができない。ただ、これを我々の場内道路という扱いにすることによって、そういう交通法規に類する横断歩道みたいなものをつけたりすることは問題がないということなので、そういった安全策を取ったというふうに御理解をいただきたいと思います。

委員長 (安藤信治君)

ほかどうですか。

委員 (清水亮太君)

すみません、今の話ですけど、今現在は想定はされていないですけど、東西の通り抜けということで、将来もしそこを通り抜けさせることになった場合、私道と公道ということで何か支 障があったりとかは発生しないのかちょっと聞きたいです。

総務部長(各務元規君)

以前の議会の中でも、将来通り抜けをするというお話はさせていただいています。そういった方向で将来的には考えていこうと思っています。

もし仮につながったりしたときには、当然つないだところ、片方が公道で途中から私道というわけにはいきませんので、そのときはそのときのルールに従って公道という整備をしていく 必要があるという理解をしておりますので、よろしくお願いします。

委員 (安藤雅子君)

すみません、予定地の北側になります河川敷の堤防の道路なんですけれど、これ、やっぱり ここに庁舎ができるとあそこも多少交通量が増えてくるのかなあというふうには考えるんです が、あそこの道路はどのように考えてみえますでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

北側の堤防道路につきましては、今の現状よりも結構広くはなります。庁舎にアクセスして くる道路というような位置づけにもなるかと思いますので、歩行者の安全性とかそういったも のを念頭に整備をしていかなきゃいけないかなあというふうに考えておるところであります。

委員長 (安藤信治君)

ほかありませんか。

委員(奥村 悟君)

ホール用の駐車場にできる調整池の話なんですが、2,000 トンぐらいの規模の調整池が造られるわけですが、大体3メーターぐらいかさ上げしますので、一応底地から掘り起こすというか、地盤を削って掘るということはないですか。3メーターとか2.5メーターを埋めるんですが、その範囲内で調整池は造るということでしょうか。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

調整池でございますが、たっぱはおおむね 2.5 メートルの二次製品を今考えております。今、現状地盤面、農地の部分が低い状態になりますので、おおむね現状の位置に置くような形で、その上に土を盛るというような形ですね、非常に農地が低い状態ですので、そんなに余堀りが必要な状態ではないというところから、おおむね二次製品を今の地盤面にどちらかというと置いていくというようなイメージでございます。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、質疑なしと認めます。

次に、協議事項2のその他ですけど、執行部のほうから何かございましたらよろしくお願い します。

総務防災課長(古川 孝君)

それでは、その他のところですけれども、今回の新庁舎の基本設計(案)に関するパブリックコメントのほうを実施しました。こちらの意見が出てきた案件に対して、またそれについての御嵩町の考え方についてまとめましたので、こちらについて説明のほうをさせていただきます。

それでは、係長から説明いたします。

総務防災課庁舎整備係長(板屋達彦君)

続きまして、新庁舎基本設計(案)に関するパブリックコメントの実施結果について御報告をさせていただきます。

ホチキス留めをしております資料3、こちらのほうを御覧ください。

5月 31 日から6月 20 日までの 21 日間実施しておりました基本設計(案)に関するパブリックコメントでございますが、3名 12 件の御意見をいただきました。これに対します町の考えを、先週の6月 25 日金曜日に町のホームページにて公表をさせていただきましたので、主なものについて御報告をさせていただきます。

初めに、大項目、新庁舎の在り方でいただいた御意見、ナンバー1でございますが、新庁舎のデザインについて、宿場をイメージしたものかというような御質問でございます。町の考えとしましては、東西方向に伸びる伸びやかな軒、こちらは御嵩町内を東西に横断する中山道を連想させるイメージとしておりますというような形で回答をさせていただきました。

続いて、施設の配置計画について、ナンバー2ですね。敷地内の東西方向の通り抜けについて直線的な通行はできないかというような御意見であります。敷地の東側につきましては、歩

行者や自転車等は通行可能な通路としまして、緊急時のみ開放できるような、そういった構造 としております。このため、現計画では通り抜けができない構造となっておるところでありま すが、敷地の西側につきましては、新庁舎の整備後に周辺農地の利用状況ですとか住民の意見 を伺いながら整備をしてまいりたいというふうに考えております。

続いて、1枚めくっていただきまして、施設の平面計画について、ナンバー7. 高校生などが勉強できるスペースやレンタルできる会議室などの整備に関する御意見でございます。セキュリティーなどの問題はございますけれども、自主学習ができるようなスペースの確保など、多くの町民に御利用いただけるような施設空間づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

続いて、次のページ、木材調達について、ナンバー9となりますが、こちらは木材価格の高騰、いわゆるウッドショックの影響に関する御心配の御意見でございます。新庁舎建設に使用します町産材の木材は選別を行います市場においてしっかりと区別をし、管理をされておりますので、他の需要に回されてしまうことや、利用計画に影響を受けることもなく進めていきたいというふうに考えております。そのように進めております。

最後に、防災計画について、ナンバー10. 議場の避難所としての活用に関する御意見であります。今回、この議場も入ります庁舎の建物側、こちらにつきましては災害対策本部が置かれます拠点となりますことから、避難所としての指定は考えておりません。災害時の避難場所は町民ホールですとか防災広場、こちらのほうを想定しているところでございます。

以上、主なものについて抜粋をし、御報告をさせていただきました。私からの説明は以上でございます。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

何かよろしいですか、ほかに。質問というほどじゃないですけど。パブリックコメントもいろいろ出てあれを見たんですけど。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

庁舎建設については、我々、新人議員の方はちょっと御存じなかったかもしれないですけど、 九州の熊本地震視察なんかをしてきて、宇土市等を見てきたんですけど、庁舎が壊れてしまっ た状態になったときの悲惨さというのは、我々痛切に感じて、それも新庁舎建設に向けての大 きな要因となったわけですが、できれば要するに南海トラフの地震ですか、それが来る前に早 い時期に完成してほしいというような思いも込めて、我々、当時は高山議長が特別委員会の委 員長でしたけど、場所もあそこにあえて決めてやってきたわけですけど、できるだけ早く、こ のスケジュールどおりに着々と進むように努力していただきますようによろしくお願いしたい と思っております。

以上で、協議事項は終了としますが、ほかに審議、協議、そういったことはありませんか。 よろしいですか。

委員 (奥村 悟君)

木造の庁舎でありますので、ちょっと私のほうから提案なんですが、古い議員さんについては既存の庁舎、木造の庁舎を見てこられたんですが、また新人議員についてはそういったところを見ていないんですが、実は岐阜市の学園町に木遊館という県の施設があるんです。私、ちょっと見てきたんですが、ここは昨年の8月にオープンしたんですが、もともとは4月だったということなんですが、コロナの関係でちょっと遅れたということなんですが、これは県の施設でありまして、建物は本当に全て木造で、集成材を使っているんですね。セブン工業の集成材を使っていまして、大変いい施設でありまして、いろんな木のおもちゃとかそういったものがあって、本当に今は50人程度ということで、小さなお子さんから幼児さんから本当に毎日午前・午後で50人ぐらいずつ、本当にひっきりなしに来ているそうなんです。

私も見てきまして、集成材、大丈夫かねという話を聞いたんですが、本当に耐震性もあってすばらしいですよという話を聞いてきまして、本当にちょっと私、感動してきましたよ。集成材すごいなあということで見てきたんですが、たまたまそこの県の職員なんですが、御嵩町の比衣の長沼君というのが私の息子と同じ年代なんですが、そこが技術者で、ちょうどそこの係長なんかをやっているんですが、そこの子と話も聞いてきたんです。御嵩の子だったので、ちょっと身近に本当にざっくばらんに話を聞いてきたんですが、一度この特別委員会でもそういったところを見てきて、集成材も使われているんで、そういう視察もやっていただけたらなあというふうに思いますので、ちょっと提案ですが。

委員長 (安藤信治君)

じゃあ、その木造建築物の視察等も一回議長と相談しまして検討したいと思います。よろし くお願いします。

町長 (渡邊公夫君)

今の木造についてお話ししておきますと、もともと木造でやるんだと言ったのは、集成材が 非常に精度が上がっているというのが分かりました。今、奥村委員も集成材での木造住宅とい うか建物、建造物について、普通に木造とおっしゃる。プロの立場からいくと、あれは木造と いうよりも集成材で造るものというふうになるんですけれど、今の方々というのは、集成材で あれ木が使ってあれば木造なんですよね。それが一般的な認識になったという、そういう気持 ちがありましたので、じゃあ集成材の木造でいこうと。

設計者にもそれを強く選出、考え方を変えるように言いました。ああいう人たちに任せてお

くと、30 センチ、40 センチある柱を木材で1本でやっていこうというのが物すごく意識が強いので、木造に強ければ強いほどそれをやりたがると。売るほうも売りたがると。1本 200 万円でとか、そういう柱になっていくという危険性があるので、そんなことは望んじゃいないということで、奥村委員も言われたように、私も視察をずうっとしてきたのは全部木造ですし、高山で1つ合併後にできた庁舎がありまして、それにちょうど建て方をやっている最中ということで紹介していただいて職員たちに見に行ってこいと、私の言っている木造というのはどういうものか見てこいと。それまではどうも、昔の小学校や中学校のような建物を建てればいいというふうに思っていたみたいですけれど、やっと町長の言う木造が分かりましたということで、そういう計画で進んでいると。

今回、模型もありましたけれど、真ん中にみたけモールとか銘打って、通路のところに鋭角な柱というか筋交いが立っていますけど、あれも木造であるがゆえに飾りにしながら筋交いの力を出させるという計算でやっていますので、もちろん集成ということになってきます。ですので、一般流通材を使えるところは使っていって、このほうが安いですから。大きなものは、大径木のものはもちろん集成になっていくという考え方で進めていこうというふうに思っています。

あとは、木材の流通のほうで、やっぱりいろいろもうけたい人もいるみたいで、たくさんく ぐらせたいというようなことがあると思いますので、今のウッドショックの影響を受けないよ うな形でのやり方をしていきたいということで、ウッドショック以降、ちょっと私も確認して おくことが増えたなあというふうに思ってもいますので、またできる限りリーズナブルにでき るよう、もちろん自前の木でやるわけですから、材料費、加工費は要っても元はただと一緒で すから、よりよい使い方をしていきながら町民のお金を大切に使っていきたいというふうに 思っていますので、またいろいろ説明するときもあると思いますので、その点においても理解 をしておいていただきたいというふうに思います。

議長(高山由行君)

すみません、発言機会を与えていただきましてありがとうございます。

皆さん、御苦労さまでございました。私のほうから1点、まず今コロナ禍の中で、いろんな 手が回らない状態で、庁舎のほうもいろいろと御努力をされているのは本当に御苦労さまでご ざいます。感謝を申し上げます。

私のほうからちょっと視点を変えまして、ネガティブな御意見のための情報発信ではなくて、 さっき町長も少しお話ししましたけど、楽しみにしている人もたくさんいます。そういう人の ポジティブな意見が来るために、例えば町報に情報を載せるとか、こんだけ進行を今していま すよとか、遅れている理由を上げるのでなしに、言い訳がましいことでなしに、楽しみをもっ と皆さん増やして新しいまちづくりに邁進していくんだよということを、ぜひ情報発信していただきながら進めていってください。私の議長としてのお願いです。頑張っていただいているのは感謝申し上げます。これからも頑張ってください。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

じゃあ、議長のこともありますように、軽く尻をたたくかもしれないですけど、頑張ってやっていただきたい。よろしくお願いします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。これをもちまして、新庁舎等建設特別委員会を閉会します。どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前 10 時 12 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

新庁舎等建設特別委員長